

○宮崎市重度心身障害者医療費助成に関する条例

宮崎市重度心身障害者医療費助成に関する条例

昭和50年9月30日
条例第41号

改正	昭和57年9月28日条例第32号	昭和58年1月29日条例第2号
	昭和59年12月19日条例第35号	昭和61年12月19日条例第27号
	平成3年6月24日条例第21号	平成7年3月20日条例第6号
	平成9年3月27日条例第14号	平成11年3月26日条例第8号
	平成17年12月20日条例第143号	平成18年6月28日条例第58号
	平成19年3月23日条例第13号	平成20年3月28日条例第15号
	平成21年12月25日条例第92号	平成23年3月31日条例第17号
	平成25年3月27日条例第11号	

宮崎市重度心身障害児童医療費支給に関する条例（昭和50年条例第19号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、重度心身障害者に対し、医療費を助成することにより、保健の向上に寄与し、もって重度心身障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この条例において「重度心身障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者で、当該身体障害者手帳に記載されている障害の等級が1級又は2級であるもの
 - (2) 児童相談所又は知的障害者更生相談所において重度の知的障害があると判定された者
 - (3) 身体障害者手帳の交付を受けている者で、その等級が3級で、かつ、児童相談所又は知的障害者更生相談所において中度の知的障害があると判定されたもの
- 2 この条例において「社会保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。
- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
 - (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
 - (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
 - (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
 - (5) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
 - (6) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- 3 この条例において「保険給付等」とは、社会保険各法及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）（以下「社会保険各法等」という。）に規定する療養の給付、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費及び家族訪問看護療養費をいう。
- 4 この条例において「一部負担金」とは、保険給付等を受ける者が負担すべき額をいう。
- 5 この条例において「保険医療機関等」とは、この条例の規定による医療費の助成（以下「医療費助成」という。）を受けることができる重度心身障害者が社会保険各法等の規定により保険給付等を受けることができる場合において、当該社会保険各法等の規定により当該重度心身障害者に対する医療を行うことができる病院、診療所、薬局、訪問看護事業者その他の者をいう。

（助成対象者）

第3条 医療費助成を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号に該当する重度心身障害者とする。ただし、20歳未満の重度心身障害者にあつては、第4号の規定は適用しないものとする。

- (1) 宮崎市の区域内に住所を有する者（特定施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条第3項に規定する特定施設（同法附則第18条第1項の規定により障害者支援施設とみなされる施設を含む。）をいう。以下同じ。）に入所する者のうち、同法第19条第3項の規定により他市町村が支給決定を行うべきものを除く。）又は宮崎市の区域外に所在する特定施設に入所する者のうち、同項の規定により市が支給決定を行うべきものであること。

- (2) 社会保険各法の規定による被保険者若しくは被扶養者又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者であること。
 - (3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）その他法令等により国又は地方公共団体の負担において医療費の全額支給を受けていない者であること。
 - (4) 重度心身障害者の前年の所得（1月から7月までの間に受けた医療については、前々年の所得。以下同じ。）が国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第32条第9項の規定によりその効力を有するものとされた国民年金法施行令等の一部を改正する等の政令（昭和61年政令第53号）第1条の規定による改正前の国民年金法施行令（昭和34年政令第184号。以下この号において「旧令」という。）第6条の4第1項に規定する額であって、国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和61年政令第54号）第52条の2の規定により読み替えて適用される額以下であり、かつ、重度心身障害者の配偶者の前年の所得又は重度心身障害者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で主として当該重度心身障害者の生計を維持するものの前年の所得が旧令第5条の4第2項に規定する額未満であること。
- （受給者の認定）

第4条 医療費助成を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請を行った者が前条の規定に該当するときは、その旨を認定する。
- 3 前項の規定による認定は、申請の日（その資格をさかのぼって確認できるときは、申請の日の属する月の初日又は助成対象者となった日のいずれか遅い日）から効力を生じる。
- 4 市長は、第2項の規定による認定を受けた者（以下「受給者」という。）が前条の規定に該当しなくなったときは、当該認定を取り消す。

（受給資格者証）

第5条 市長は、受給者に対し、重度心身障害者医療費受給資格者証（以下「受給資格者証」という。）を交付するものとする。

- 2 受給者は、医療費助成を受けようとするときは、保険医療機関等に対し、受給資格者証を提示しなければならない。
- 3 受給者は、前条第4項の規定により認定を取り消されたときは、速やかに受給資格者証を市長に返還しなければならない。

（助成）

第6条 市長は、受給者が保険給付等につき一部負担金を支払った場合において、当該支払額（社会保険各法等による付加給付等又は国若しくは地方公共団体が負担すべき額がある場合は、それらの額を控除した額。以下同じ。）から1人月額1,000円を控除した額（受給者が20歳未満の重度心身障害者である場合は、当該支払額）を助成するものとする。

（支給方法等）

第7条 前条の助成は、受給者の申請に基づいて行うものとする。ただし、市長が申請の必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 市長は、1月を単位として助成額を決定し、受給者に支給するものとする。
- 3 市長は、前項の規定にかかわらず、受給者が入院に係る医療費として保険医療機関等に支払うべき費用について、前条の助成として当該受給者に助成すべき額の限度において、当該受給者に代わり、当該保険医療機関等に支払うことができる。
- 4 前項の規定による支払があったときは、受給者に対し前条の助成があったものとみなす。
- 5 第1項の申請は、受給者が保険給付等を受けた月の翌月から起算して、1年を経過した日以後において、することができない。

（損害賠償との調整）

第8条 市長は、重度心身障害者の疾病又は負傷に関し、損害賠償を受けた者がいるときは、その賠償額の限度において、重度心身障害者医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した重度心身障害者医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

(不正利得の返還)

第9条 市長は、偽りその他不正の手段により重度心身障害者医療費の支給を受けた者がいるときは、その者からその支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和50年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の条例の規定により、すでに児童相談所又は精神薄弱者更生相談所において知能指数35以下の判定を受けている者は、改正後の条例の規定による重度の精神薄弱と判定された者とみなす。

(佐土原町等の編入に伴う経過措置)

3 佐土原町、田野町及び高岡町（以下「3町」という。）の編入の日（以下「編入日」という。）前に、佐土原町重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例（昭和50年佐土原町条例第25号）、田野町重度心身障害者医療費助成に関する条例（昭和50年田野町条例第20号）及び高岡町重度心身障害者医療費助成に関する条例（昭和50年高岡町条例第27号）（以下「3町条例」という。）の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりされたものとみなす。

4 3町であった区域に住所を有していた者の編入日前に行われた保険給付等に係る医療費助成については、この条例の規定にかかわらず、それぞれ3町条例の例による。

(清武町の編入に伴う経過措置)

5 清武町の編入の前日に、重度障害者医療費助成に関する条例（昭和50年清武町条例第19号）の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりされたものとみなす。

6 清武町であった区域に住所を有していた者の同町の編入の前に行われた保険給付等に係る医療費助成については、この条例の規定にかかわらず、重度障害者医療費助成に関する条例の例による。

7 前項の規定にかかわらず、清武町であった区域に住所を有していた者で、20歳未満であるものの保険給付等に係る医療費助成の額については、第6条の規定は、平成22年3月1日から適用する。

8 清武町の編入の前日に清武町重度障害者医療費助成に関する条例施行規則（昭和50年清武町規則第5号）の規定により交付された重度障害者医療費受給資格者証は、平成22年3月31日までの間は、第5条第1項の規定により交付された受給資格者証とみなす。

附 則（昭和57年9月28日条例第32号）

1 この条例は、昭和57年10月1日から施行する。

2 改正前の宮崎市重度心身障害者医療費助成に関する条例の規定に基づく昭和57年9月30日までの入院及び外来に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（昭和58年1月29日条例第2号）

1 この条例は、昭和58年2月1日から施行する。

2 改正前の宮崎市重度心身障害者医療費助成に関する条例の規定に基づく昭和58年1月31日までの入院及び外来に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（昭和59年12月19日条例第35号抄）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の宮崎市重度心身障害者医療費助成に関する条例（中略）の規定は、昭和59年10月1日以後の入院及び入院外に係る医療費の助成について適用する。

附 則（昭和61年12月19日条例第27号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の宮崎市重度心身障害者医療費助成に関する条例の規定は、昭和61年8月1日から適用する。

附 則（平成3年6月24日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第2条第3項の規定は、平成3年4月分の医療費の助成から適用する。

附 則（平成7年3月20日条例第6号）

(施行期日)

1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第4条の規定は、この条例の施行の日以後の療養に係る助成について適用し、同日前の療養に係る助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成9年3月27日条例第14号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の宮崎市重度心身障害者医療費助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の保険給付等に係る医療費の助成について適用し、同日前の保険給付等に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成11年3月26日条例第8号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年12月20日条例第143号)

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則 (平成18年6月28日条例第58号)

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
(平成18年11月規則第85号で、同18年12月1日から施行)

附 則 (平成19年3月23日条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第3項の改正規定(「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に改める部分に限る。)は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月28日条例第15号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年12月25日条例第92号)

この条例は、平成22年3月23日から施行する。

附 則 (平成23年3月31日条例第17号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年1月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月27日条例第11号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。(後略)

改正	昭和58年3月24日規則第13号	平成6年3月28日規則第11号
	平成6年10月31日規則第39号	平成9年9月18日規則第29号
	平成11年3月26日規則第12号	平成11年6月30日規則第28号
	平成18年11月30日規則第86号	平成19年7月12日規則第35号
	平成20年3月28日規則第17号	

宮崎市重度心身障害者児童医療費支給に関する条例施行規則（昭和50年規則第5号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、宮崎市重度心身障害者医療費助成に関する条例（昭和50年条例第41号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（受給資格認定の申請）

第2条 条例第4条第1項の規定による申請は、重度心身障害者医療費受給資格者証交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

- （1） 条例第2条第1項第1号に規定する者にあつては、身体障害者手帳
- （2） 条例第2条第1項第2号に規定する者にあつては、児童相談所長若しくは知的障害者更生相談所長の証明する判定書又は県の発行する療育手帳（以下「療育手帳」という。）
- （3） 条例第2条第1項第3号に規定する者にあつては、身体障害者手帳及び児童相談所長若しくは知的障害者更生相談所長の証明する判定書又は療育手帳
- （4） その他市長が必要と認める書類

（受給資格者証）

第3条 条例第5条第1項の受給資格者証は、重度心身障害者医療費受給資格者証（様式第2号。以下「受給資格者証」という。）によるものとする。

（受給資格者証の再交付）

第4条 条例第4条第2項の規定による認定を受けた者（以下「受給者」という。）は、受給資格者証を紛失、汚損等により使用できなくなったときは、重度心身障害者医療費受給資格者証再交付申請書（様式第3号）を市長に提出して受給資格者証の再交付を受けることができる。

（受給資格者証の有効期間）

第5条 受給資格者証の有効期間は、1年以内とする。

（助成の申請）

第6条 受給者は、条例第6条に規定する医療費の助成を受けようとするときは、重度心身障害者医療費助成申請書（様式第4号）により、市長に申請しなければならない。

（変更の届出）

第7条 受給者は、第2条の申請の内容に変更が生じたときは、速やかに受給資格者証交付申請書記載事項変更届（様式第5号）に受給資格者証を添えて、市長に届け出なければならない。

2 市長は、受給者が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第23条又は第24条の規定による届出をしたときは、その届出と同一の事由に基づく前項の規定による届出があったものとみなす。

（受給資格者証の更新）

第8条 受給者は、毎年6月1日から同月30日までの間に重度心身障害者医療費受給資格者証更新申請書（様式第6号）を市長に提出して、受給資格者証の更新を申請することができる。

（委任）

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和50年10月1日から施行する。

附 則（昭和58年3月24日規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年3月28日規則第11号）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成6年10月31日規則第39号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年9月18日規則第29号）

この規則は、平成9年10月1日から施行する。

附 則（平成11年3月26日規則第12号）

1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

附 則（平成11年6月30日規則第28号）

この規則は、平成11年10月1日から施行する。

附 則（平成18年11月30日規則第86号）

（施行期日）

1 この規則は、平成18年12月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（様式第2号を除く。以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成19年7月12日規則第35号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成20年3月28日規則第17号）

（施行期日）

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式第1号

様式第2号

様式第3号

様式第4号

様式第5号

様式第6号